

社会福祉法人藤本愛育会の役員の 報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤本愛育会（以下「法人」という。）の定款
第21条の規定に基づき、法人の役員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める
ものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員に支給する報酬の額は、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、
別表1のとおりとする。
2 前項の規定に関わらず、法人の職員が役員を兼ねる場合においては、報酬を支給しな
い。

(費用弁償)

第3条 役員が職務を行うために要する交通費は、法人の旅費支給規程に基づきその
費用を弁償するものとする。
ただし、この場合、住居地を勤務地とみなして計算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日以降に開催される理事会、定時評議員会、及び監
事監査から適用する。

附 則

この規程は、令和3年定時評議員会終了時から変更適用する。

附 則

この規程は、令和6年定時評議員会終了時から変更適用する。

別表 1

区 分	報 酬 の 額
理 事	日額5,000円とする。
監 事	日額5,000円とする。 ただし、監査の業務を行う場合は、日額10,000円とする。